

綾部市空き家管理事業者登録・紹介制度実施要領

1 制度の目的

本市では、人口の減少に伴い増加した空き家を有効活用することにより、市内への移住・定住を促進し地域の活性化を図るため、定住サポート総合窓口において空き家を紹介する「綾部市空き家登録制度」を行っている。

空き家管理事業者を募集・登録し、空き家所有者等へ紹介することにより、良好に管理された空き家を確保し、定住促進に活用することを目的に「綾部市空き家管理事業者登録・紹介制度」（以下、「本制度」という。）を実施する。

2 制度の内容

空き家管理事業者を広く募集・登録を行い、空き家所有者等へ紹介を行うとともに、本制度を広くPRして空き家の良好な管理促進に努める。

3 定義

(1) 空き家

普段から居住の用に供されていない、市内に所在する専用住宅及び併用住宅等

(2) 空き家管理事業者

本市に、本社等の主たる事業所を有し、空き家の管理業務を行う事業者

(3) 空き家所有者等

空き家の所有者又は管理者

(4) 空き家管理業務

宅内の風通し・換気、水道の通水、宅内清掃、雨漏りの確認、庭木のせん定、除草、郵便受け内の整理・転送等、空き家を良好に管理するために必要な業務

4 登録申請の方法

登録の申請をしようとする空き家管理事業者は、別記「綾部市空き家管理事業者登録申請書」（様式1）により申請するものとする。

5 登録の通知

市は、登録申請を審査し登録したときは、当該登録を受けた空き家管理事業者に対して、別記「綾部市空き家管理事業者登録通知書」（様式2）により、その旨を通知する。

6 登録内容の変更又は廃止

空き家登録事業者は、登録の内容に変更が生じた場合又は登録を廃止する場合は、速やかに別記「綾部市空き家管理事業者登録事項変更・廃止届」（様式3）を市に提出する。

7 実施の方法

市は、空き家管理事業者の登録・紹介、本制度のPRを実施し、空き家管理業務の内容、料金等は、空き家管理事業者と空き家所有者等の両者で決定し実施する。

8 その他

この要領に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成27年1月5日から施行する。